

春の全国交通安全運動

令和8年4月6日～4月15日



新学期が始まり、身体より大きなランドセルを背負った新一年生が通学を始めます。

東本町の道路の自動車の制限スピードは20キロです。

道路のほとんどは通学路になっています。

制限スピードを守って下さい。

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転をお願いします。横断歩道の歩行者優先が厳しく取り締まられています。

自転車の交通違反の新しい通告制度が施行されます

2026年4月1日から、自転車の違反に新しい制度が導入されます。以下はその概要です：

- ・自転車の運転者が違反をした場合、交通反則告知書（青切符）が交付されます。反則金を納付することで刑事手続きが行われず、前科はつきません。
- ・16歳以上の運転者が対象となり、16歳未満には原則として指導警告が行われます。
- ・歩道を走行したり、スマホを見たりする行為が数千円から1万2,000円の反則金対象
- ・違反履歴は警察に記録され、繰り返すと講習命令や刑事罰の可能性がります。詳しくは警視庁発行のチラシをご覧ください。